

# 2019 年度中野市「グローバル講座&海外留学研修」事業

## 企画業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

本プロポーザルは、2019 年度中野市「グローバル講座&海外留学研修」事業企画業務（以下「企画業務」という。）を委託するにあたり、優れた研修内容を企画する事業者を選定することを目的に実施するものである。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

2019 年度中野市「グローバル講座&海外留学研修」事業企画業務委託

#### (2) 業務内容

別紙『2019 年度中野市「グローバル講座&海外留学研修」事業企画業務委託仕様書』（以下「仕様書」という。）のとおり。

ただし、契約時における仕様書は、最適候補者として選定された事業者等の企画提案内容に応じて、仕様を変更することがある。

#### (3) 委託期間

2019 年 4 月 1 日から 2019 年 9 月 30 日までとする。

#### (4) 業務規模

企画業務に関する費用は、8,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

### 3 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、参加表明書提出日において、次に掲げる要件を全て満たす者であることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限時において、平成 29・30 年度中野市物品等競争入札参加資格者名簿の「19 サービス業-02 旅行業」に登録がある者であること。
- (3) 企画提案書の提出時において、中野市における製造の請負、物品の買入れその他の契約に関する規則（平成 17 年中野市規則第 43 号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 中野市暴力団排除条例（平成 24 年中野市条例第 8 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないこと。
- (7) 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 5 条第 1 項に基づく旅行業の登録を受けており、かつ、同法第 19 条第 1 項に基づく業務の全部若しくは一部の停止又は登録を取り消す処分を受けていない者であること。

#### 4 参加表明書及び参加資格の確認結果の通知に関する事項

##### (1) 参加表明書

- ① 提出書類及び提出部数 参加表明書（様式1） 1部
- ② 提出期限 2018年12月14日（金）午後5時まで（必着）
- ③ 提出場所 「12 担当部署（書類提出先・問合せ先）」のとおり
- ④ 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送の場合は、「配達証明付き書留郵便」とし、提出期限までに必着とする。

##### (2) 参加資格の確認結果の通知

2018年12月18日（火）までに参加表明書提出者全員に通知する。

#### 5 質問の受付と回答

##### (1) 提出書類 質問書（様式2）

##### (2) 受付期限 2018年12月10日（月）午後5時まで（必着）

##### (3) 提出場所 「12 担当部署（書類提出先・問合せ先）」のとおり

##### (4) 提出方法 持参、郵送又はFAXによる。ただし、いずれの提出方法でも受付期限までに必着とする。

##### (5) 回答方法 提出された質問に対する回答は、2018年12月12日（水）までに中野市公式ホームページに掲載する。

##### (6) 質問内容 参加表明書及び企画提案書の作成又は提出に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

#### 6 企画提案書に関する事項

##### (1) 提出書類及び提出部数

##### ① 企画提案申込書（様式3） 1部

##### ② 企画提案書 6部

様式は任意とし、提案書に使用する用紙はA4版で、最大5ページ以内とすること。

##### (2) 企画提案書に記載すべき事項

##### ① 企画提案の概要等を適宜図や写真などを用いて1ページにまとめた概要書

##### ② 企画提案

##### ア 業務フロー（スケジュール）

##### イ 仕様書に沿った行程表

##### ・使用する交通機関等

##### ・食事内容について、機内食及びホテル等での食事を明記し、自己負担の場合はその旨を明記すること。

##### ウ 研修先の地域の基本情報

##### ・教育制度

##### ・治安や食の安全に関する状況

##### エ 業務実施計画

##### ・利用予定宿泊施設の概要（ホテル等の宿泊がある場合）

##### ・研修先の中等教育学校等の概要、受け入れ体制、研修中の授業概要（中等教育学校等での授業体験や語学研修等がある場合）

##### ・ホームステイ先の受け入れ体制（ホームステイがある場合。手配体制、1家庭当たりの受け入れ可能生徒数等）

##### ・研修先の地域等の見学先や視察先の概要

オ その他の提案内容

③ 業務実施体制

ア 会社概要

イ 本事業の担当者、添乗員の経歴等

ウ 安全対策

エ 緊急時の対策（危機管理体制）の提示（事故対応の具体策）

オ 研修先各地に最寄りの支店または現地法人がある場合は、その案内等

カ 事前説明・研修会での説明等の対応、渡航手続き等の支援体制

キ 同種又は類似の業務実績

④ 委託料の支払いに関する事項

取消及び人員減の際の取消し料収受の規定等

⑤ 見積書（消費税込みの業務経費総額及びその積算内訳）

仕様書を参照して作成すること。

(3) 企画提案書の作成に係る留意事項

① 企画提案書の作成は各者1案とすること。

② 可能な限り具体的な表現方法で記載すること。

③ 仕様書を参照して記載することとするが、これに関わらず、業務目的を達成するために合理的かつ効果的な実施方法として、独自に考える企画等がある場合には、それを企画提案書に記載すること。

④ 提出書類に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とすること。ただし、行程表等において現地の標準時を使用することが適当と判断した場合は現地の標準時を使用することができるものとするが、その場合は、現地時間であることを明記すること。

(4) 提出期限

2019年1月17日（木）午後5時（必着）とし、期限に遅れた提案書類は、その追加及び修正を含め、いかなる理由があっても受理しない。

(5) 提出場所

「12 担当部署（書類提出先・問合せ先）」のとおり

(6) 提出方法

持参又は郵送による。ただし、郵送の場合は、「配達証明付き書留郵便」とし、提出期限までに必着とする。

(7) 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とする。

① 提出期限を過ぎて提出された場合

② 2(4)に示す業務規模を超えた場合

(8) その他

提出された企画提案書等についてヒアリングを実施する予定である。

ヒアリングの詳細については、該当者に別途連絡する。

7 最適候補者の選定

(1) 審査方法及び審査基準

① 最適候補者の審査は、『2019年度中野市「グローバル講座&海外留学研修」事業企画業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会』（以下「審査委員会」という。）において、非公開で審査を行う。

- ② 提出された企画提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最適候補者及び次点者を選定する。
- ③ 審査基準等については、2018年12月25日(火)までに中野市公式ホームページに掲載する。
- ④ 審査委員会の審査委員は、最適候補者を決定し次第、公表する。

(2) 審査結果の通知

- ① 審査結果の通知は、2019年1月29日(火)までに企画提案書提出者全員に郵送で発送する。
- ② 審査結果の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内に書面により説明を求める事ができるものとする。
- ③ ②の回答については、説明を求める事ができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面により回答するものとする。なお、電話、電子メール等による問い合わせには応じない。  
また、審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

(3) 失格基準

次のいずれかに該当する場合には、失格とする場合がある。

- ① 提出書類の記載事項に虚偽の記載があった場合
- ② 審査の公平性を害する行為があった場合
- ③ 審査委員会又は本業務の関係者に本プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合

8 契約

最適候補者と契約締結の交渉を行う。

なお、最適候補者との契約交渉が整わなかった場合は、次点者と契約交渉を行うこととする。

9 スケジュール

公告	2018年12月5日(水)
質問の受付期限	2018年12月10日(月)午後5時まで
質問への回答	2018年12月12日(水)
参加表明書の提出期限	2018年12月14日(金)午後5時まで
参加資格の確認結果通知	2018年12月18日(火)
企画提案書等の提出期限	2019年1月17日(木)午後5時まで
審査の結果通知	2019年1月29日(火)
契約締結予定日	2019年4月上旬

10 特記事項

- (1) 仕様書に定めのない事項で、業務委託に必要な事項については、中野市教育委員会と受託者との間で協議し、その都度定める。
- (2) 世界情勢の不穏な動き又は疾病による何らかの不可抗力の事態が発生し、参加生徒の生命、心身の健康などが脅かされる恐れがあると判断する場合は、事業を中止することがある。
- (3) 受託者は、業務の遂行にあたって、中野市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報

報等の秘密は他人に漏らしてはならない。また、業務完了後においても同様とする。

- (4) 本プロポーザルの結果は、その契約に係る予算が議会で可決され、2019年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、その効力が生じるものとする。

## 11 その他

### (1) 提出書類の取扱い

#### ① 著作権及び意匠

ア 提出された企画提案書等の著作権は、第三者に帰属すべきものを除き、各提出者に帰属するものとする。

イ 企画提案書等に第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。

ウ 第三者の著作物の使用の責めは、使用した参加者にすべて帰するものとする。

### (2) 提出書類の使用

- ① 市は、本プロポーザルに関する事項の公表、展示、その他必要と認めるときには、企画提案書等は無償で使用することができるものとする。

この場合、提案者名は明示するものとする。

- ② 最適候補者として特定された者の企画提案書は、公開することがある。

### (3) 経費の負担

- ① 参加表明書及び企画提案書等の作成に要した費用は、全て参加者の負担とする。

- ② 書類提出時等の旅費は、全て参加者の負担とする。

### (4) その他

- ① 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。

- ② 受理した参加表明書及び企画提案書の差替えは認めない。

## 12 担当部署（書類提出先・問合せ先）

- (1) 所属名 中野市教育委員会事務局学校教育課

- (2) 住所 〒383-8614 中野市三好町一丁目3番19号

- (3) 電話 0269-22-2111（内線418・419）

- (4) FAX 0269-22-5901

- (5) E-mail kyoiku@city.nakano.nagano.jp